

第1章 総則

1.1 業務継続計画の目的

自然災害や新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症」という。）が発生した際には、活用できる資源（人、物、情報等）に制約が生じる。一方で、つくば市の通常行う業務（以下「通常業務」という。）に加え、非常事態に対応するために行う業務（以下「非常時業務」という。）の遂行も必要となるため、業務の量的な負荷は増大する。

そのような状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、様々な状況への円滑な対応及び適切な行動の選択を可能にし、非常時における市民生活を守ることを目的として、本計画を策定する。

1.2 業務継続計画の概要

本計画では、第2章を後に示す各編共通で活用できる共通編とし、通常業務について市民の社会生活の維持に必要不可欠な業務を特定するとともに、その他の業務についても優先順位の目安を定める。また、業務の執行体制についても、共通編において基本的な考え方を示す。

次に、各編として第3章を自然災害発生時、第4章を新型インフルエンザ等感染症発生時の業務継続計画として、各々個別具体的に定める。

最後に第5章で、本計画の継続的改善について定めることにより、市民ニーズの変化による柔軟な組織改編に対応できるよう、風化しない実効性を確保する。

1.3 業務継続計画の効果

自然災害や新型インフルエンザ等感染症発生時には、その対応業務量が急増し通常業務を維持することが困難になることが想定される。本計画を策定し、あらかじめ業務に優先順位の目安を定めておく等の必要な措置を講じておくことにより、非常時における様々な状況に応じて、通常業務と非常時業務のバランスを取りながら、円滑に業務を遂行することが可能となる。

また、通常業務のうち、市民の社会生活の維持に必要不可欠な業務（以下「必須業務」という。）を事前に把握しておくことにより、必須業務を継続することが難しい状

況になった際には、部署間や他自治体等からの応援を迅速に要請することで、市の行政機能を維持することができる。

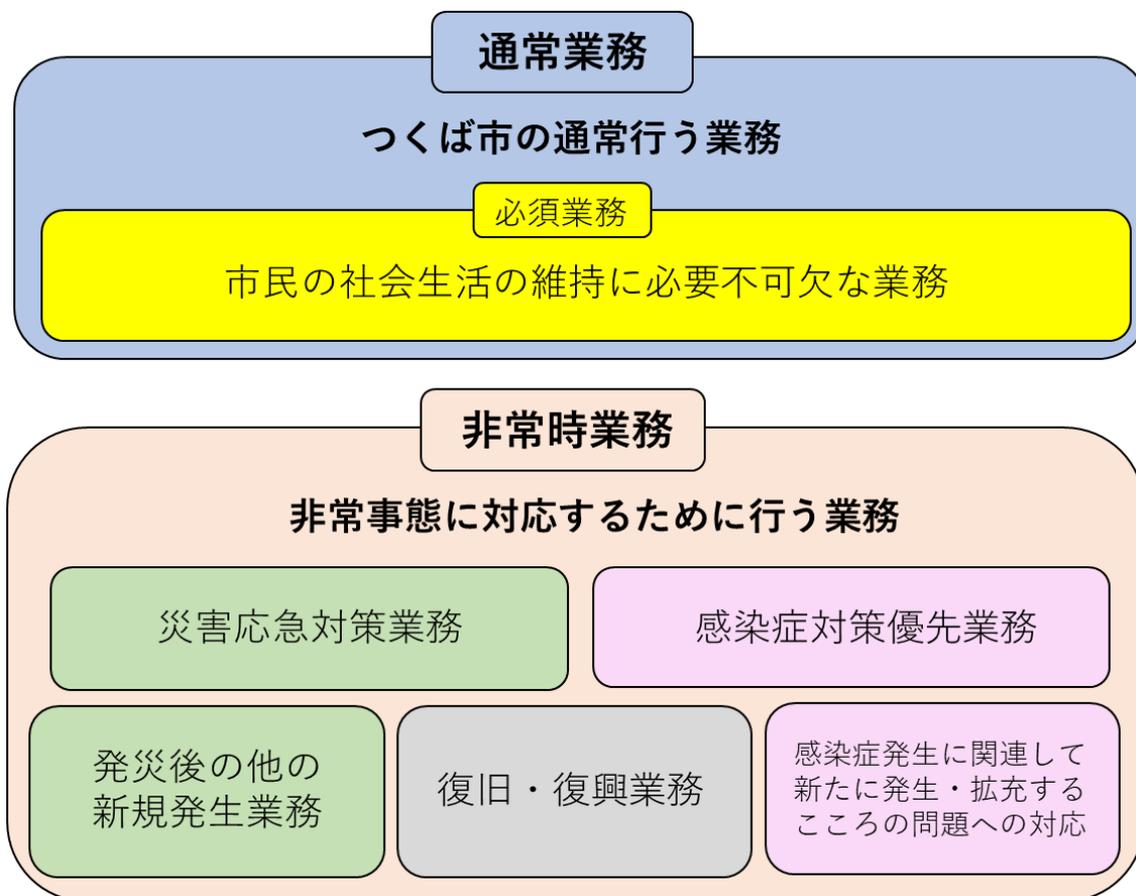


図1 通常業務と非常時業務のイメージ図